

令和 8 年度庁用車売払いに係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 9 日

佐倉市長 西田 三十五

1 売払財産

物件 番号	財産の名称	数量 (台)	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
1	平成16年式ニッサン ADバン (区分番号1)	1	66,000 円	6,600 円
2	平成16年式ニッサン ADバン (区分番号2)	1	77,000 円	7,700 円
3	平成24年式スバル プレオ	1	33,000 円	3,300 円
4	平成22年式スバル ステラ	1	44,000 円	4,400 円
5	平成17年式ニッサン キャラバン	1	187,000 円	18,700 円

※車名、型式等詳細は、各物件の別紙「契約書（案）」の仕様書に記載のとおりです。

※入札を希望される方は、物件ごとに申し込みが必要となります。

2 入札に参加することができない方

この公告日現在において、次のいずれかに該当する方はこの入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4 第2項第1号から第7号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から3年を経過しない者
- (3) 満18歳未満の者 ただし、その親権者などが代理人として参加できる場合は除きます。
- (4) 日本語を完全に理解できない者
- (5) 佐倉市インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号。以下「暴

対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(7) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① 当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者

② 次のいずれかに該当する者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

3 入札参加仮申込みについて

本入札は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム(以下「K S I 官公庁オークション」という。)を利用して行います。入札参加希望者は、次の期間内に「K S I 官公庁オークション」の画面上で**物件ごとに入札参加仮申込みなどの手続きを行ってください。**

令和 8 年 9 月 9 日(水) 午後1時から

令和 8 年 9 月 29 日(火) 午後2時まで

なお、この入札参加仮申込みをしていない方は、下記4の入札参加申込み(本申込み)を行うことができませんのでご注意ください。

4 入札参加申込み(本申込み)について

(1) 申込み期間

令和 8 年 9 月 9 日(水) 午後1時から

令和 8 年 9 月 29 日(火) 午後2時まで

(2) 申込み方法

電子メールによる申込みとします。

【送付先】

keiyaku@city.sakura.lg.jp

佐倉市役所財政部契約検査課契約班 あて

※法人、個人とも単独での申込みに限ります。（共同入札等は、認めません。）

(3) 提出書類

【物件ごとに必要】

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼誓約書

5 本申込みの承認について

- (1) 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格有りとは認められた方については、令和 8 年 10 月 6 日（火）午後4時までに「K S I 官公庁オークション」で**物件ごとに**本申込みの承認をします。
- (2) 審査の結果、入札参加資格がないと決定された方には、令和 8 年 10 月 6 日（火）午後4時までに入札参加仮申込み時に「K S I 官公庁オークション」に登録されたメールアドレス宛てに電子メールにて通知します。入札参加資格がないと決定された方は、通知を送信された日の翌日から起算して3日以内（3日目が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）に定める市の休日（以下「市の休日」といいます。）の場合はその直後の市の休日でない日まで）に、文書により市長に対して説明を求めることができます。

6 入札保証金

(1) 入札保証金

本入札に参加するためには、**物件ごとに**上記「1 売払財産」で定めた入札保証金の納付が必要となります。

(2) 納付方法

クレジットカードによる納付

(3) 入札保証金の契約保証金への充当

落札者の入札保証金は、原則として売買契約締結時に契約保証金に充当します。

7 入札及び開札

(1) 入札方法

入札は、「K S I 官公庁オークション」上で**物件ごとに**入札価格を登録することにより行います。

(2) 入札期間

令和 8 年 10 月 13 日（火）午後1時から

令和 8 年 10 月 21 日（水）午後1時まで

(3) 無効な入札

ア 入札に参加する資格がない者が行った入札

イ 上記「4（3）提出書類」で求める書類を提出していない者が行った入札

ウ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金がこの公告で定めた額に達しない者が行った入札

エ 予定価格（最低売却価格）を下回る入札

- オ 入札に当たり他人を脅迫した者、その他不正行為があった者が行った入札
- カ この公告及び佐倉市インターネット公有財産売却ガイドラインに記載されている事項に違反した入札

(4) 開札及び落札者の決定方法

入札期間終了後、**物件ごと**に開札を行い、有効な入札のうち予定価格（最低売却価格）以上で、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。

(5) 落札価格（売払代金）の決定

落札者の入札価格をもって落札価格（売払代金）とします。

8 資格の確認

- (1) 落札者は、令和 8 年 10 月 23 日（金）午後1時まで下記（3）の書類を提出してください。

(2) 提出方法

電子メールによる提出とします。

【送付先】

keiyaku@city.sakura.lg.jp

佐倉市役所財政部契約検査課契約班 あて

(3) 提出書類

【個人・法人共通で必要な書類】

- ア 印鑑登録証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）

※法人の場合は法人の証明書、個人で入札する場合は個人の証明書となります。

【法人のみ必要な書類】

- イ 法人登記全部事項証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）

※現在事項証明書又は履歴事項証明書に限ります。

- ウ 役員等名簿

- (4) 審査の結果、資格がないと決定された方には、令和 8 年 10 月 30 日（金）午後4時までに入札参加仮申込み時に「K S I 官公庁オークション」に登録されたメールアドレス宛てに電子メールにて通知します。入札参加資格がないと決定された方は、通知を送信された日の翌日から起算して3日以内（3日目が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）に定める市の休日（以下「市の休日」といいます。）の場合はその直後の市の休日でない日まで）に、文書により市長に対して説明を求めることができます。

なお、期日までに上記（3）の書類提出がない場合、又は、資格がないと決定された場合には、落札者の決定を無効とし、納付された入札保証金は佐倉市に帰属するものとします。

9 契約

(1) 契約書の作成及び締結期限

契約に当たっては、**物件ごと**に売買契約書の作成が必要となります。落札者は、令和

8 年 10 月 30 日（金）までに契約を締結してください。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合には、落札者の決定を無効とし、納付された入札保証金は佐倉市に帰属するものとします。

（2）契約保証金

契約の締結に当たっては、佐倉市が定めた契約保証金の納付が必要となります。本契約における契約保証金の額は、納付済み入札保証金の額と同額とします。

（3）費用の負担

契約の締結及び履行に関して必要となる一切の費用は、落札者の負担とします。

（4）売払代金の納付

落札者は、売払代金と契約保証金との差額について、佐倉市が発行する納入通知書により、令和 8 年 11 月 4 日（水）までに**物件ごと**に一括納付しなければなりません。

1 0 所有権の移転及び物件の引渡し

（1）売払財産の所有権は、売払代金を完納したときに移転するものとし、落札者は当該所有権移転から30日以内に物件を搬出して下さい。

（2）物件の引渡方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は、一切行いません。

1 1 留意事項

（1）提出された「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼誓約書」等は、返却しません。

（2）入札参加者は、入札後、物件調書等の不明その他いかなる理由をもって、異議を申し立てることはできません。

（3）入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。

（4）上記（3）にかかわらず、暴対法及び佐倉市暴力団排除条例（平成23年佐倉市条例第26号）の目的を達成するため、入札の参加、又は契約のために提出された書類等は千葉県警察本部に提供し、確認を行います。

（5）この公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市インターネット公有財産売却ガイドラインのとおりとします。

1 2 入札に関する情報を提供する期間及び場所

（1）期間

令和 8 年 9 月 9 日（水）から

令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

（2）場所

佐倉市 資産経営部資産経営課

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shisankeieika/index.html>

佐倉市 財政部契約検査課

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/index.html>

「K S I 官公庁オークション」(紀尾井町戦略研究所株式会社)

<https://kankocho.jp>

1 3 担当

(1) 事業担当(売払財産に関する問い合わせ先)

佐倉市 資産経営部資産経営課

電話 : 043-484-0942

ファクシミリ : 043-484-1515

(2) 入札執行担当(入札及び契約に関する問い合わせ先)

佐倉市 財政部契約検査課

電話 : 043-484-6111

ファクシミリ : 043-486-1919

メールアドレス : keiyaku@city.sakura.lg.jp